

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」  
中一部改正

- 第 2 章 1. (1) イ. を横線のとおり改める。

イ. 申出者につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率ならびに、レバレッジ比率ならびに申出者が銀行である場合にはレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下同じ。）を満たすこと。

- 第 2 章 1. (1) ハ. 、第 2 章 2. (1) イ. および第 2 章 2. (1) ハ. 中、「母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には」を「母国の法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には」に改める。

- 第 2 章 1. (1) ニ. を横線のとおり改める。

ニ. イ. からハ. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率についてイ.、ロ. またはハ. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

○ 第2章2. (1)ニ. を横線のとおり改める。

ニ. イ. からハ. までにおいて、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率についてイ.、ロ. またはハ. に定める~~資本バッファ~~の要件を満たすものとみなす。